

御坊周辺地域

循環型社会形成推進地域計画

御坊市
美浜町
日高町
由良町
印南町
日高川町
御坊広域行政事務組合

平成 29 年 12 月 13 日
平成 31 年 3 月 29 日変更
令和元年 11 月 29 日変更
令和 2 年 11 月 19 日変更
令和 3 年 1 月 28 日変更
令和 3 年 12 月 21 日変更
令和 4 年 12 月 15 日変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3. 施策の内容	8
4. 計画のフォローアップと事後評価	18
添付資料	
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	19
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	22
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	23
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	23 24
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	24 25
参考資料様式 6-5 施設概要（し尿処理施設系）	25 26
参考資料様式 7-6 施設概要（浄化槽）	26 27
参考資料様式 8-7 計画支援概要	32 33
添付資料1 <トレンドグラフ>	36 37
添付資料2 <地域内の現有施設の位置>	39 40
添付資料3 <現有施設の概要>	40 41
添付資料4 <ごみの分別区分>	43 44
添付資料5 <浄化槽整備計画図>	49 50

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	
面積	579.02	km ²
人口	64,156	人（平成 29 年 3 月 31 日現在）

表 1 地域内の面積及び人口の内訳

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
御坊市	43.91	24,106
美浜町	12.77	7,484
日高町	46.19	7,921
由良町	30.94	6,052
印南町	113.62	8,484
日高川町	331.59	10,109
合計	579.02	64,156

※面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」（平成 28 年 10 月 1 日）

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とします。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

(3) 基本的な方向

御坊広域行政事務組合は昭和 45 年 12 月 25 日に設立し、1 市 5 町（御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町）で構成しています。圏域人口は 64,156 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）で、日高川流域を中心に広がった観光、農林水産業が主要産業の自然環境に恵まれた地域です。

御坊広域清掃センターは、構成市町により収集される可燃物ごみ、不燃物ごみを処理するため、昭和 55 年に建設しましたが、焼却能力の低下や修繕箇所が増加など老朽化に伴い、平成 7 年度から更新工事を行い、平成 10 年度から現在の施設が稼働しています。

ごみ処理方式は、流動床式ごみ焼却炉で日量 147 トンのごみを焼却できます。公害防止対策については、年間 2 回の排ガス分析等を行い、環境保全に努めています。焼却飛灰については、平成 19 年度から大阪湾フェニックスへ排出し、処理しています。また、容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、ペットボトルのリサイクルを目的としたストックヤード施設（ペットボトル粉碎処理施設）を整備し、平成 12 年度から稼働しています。

平成 26 年度からは、廃プラスチックの中からリサイクル可能なものを選別・破碎し、圧縮梱包を行い、製紙工場のボイラー燃料としてサーマルリサイクルを行う廃プラスチックリサイクル処理施設を供用開始しました。

御坊クリーンセンターは、昭和 63 年から供用を開始した高負荷脱窒素設備（100kL/日）の老朽化、今後、増加が予想される集落排水処理施設・合併処理浄化槽等から排出される汚泥に対応するため、平成 6 年から供用している浄化槽汚泥専用処理施設（58kL/日）を有効活用し、施設のコンパクト化とコストの軽減を図る新方式を取り入れた汚泥再生処理センターとして、平成 18 年 4 月から供用を開始しました。

汚泥再生処理センターの処理能力は、131kL/日（し尿：52kL/日、浄化槽汚泥：79kL/日）で、処理方式は膜分離高負荷脱窒素処理方式に高度処理を採用し、また、水質、悪臭、騒音などの公害防止対策にも万全を期した近代的な施設となっています。

また、施設から発生する汚泥は、造粒濃縮脱水により含水率 70%以下に抑えることで助燃剤として活用し、し渣と共に御坊広域清掃センターで焼却処理しています。

以上、御坊広域行政事務組合は、廃棄物行政を通じ圏域住民の文化的生活と環境衛生の向上に努めています。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

御坊周辺地域は昭和 45 年 12 月 25 日に御坊広域行政事務組合が設立され、1 市 5 町（御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町）の構成で広域化されていますが、さらなる広域化・集約化の可能性について協議、検討します。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の搬出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう、ごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行います。

プラスチック資源については、御坊広域清掃センターにて選別、破碎、圧縮梱包し製紙工場のボイラー燃料としてサーマルリサイクルを継続しますが、今後プラスチック資源の再商品化についても、検討を行います。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

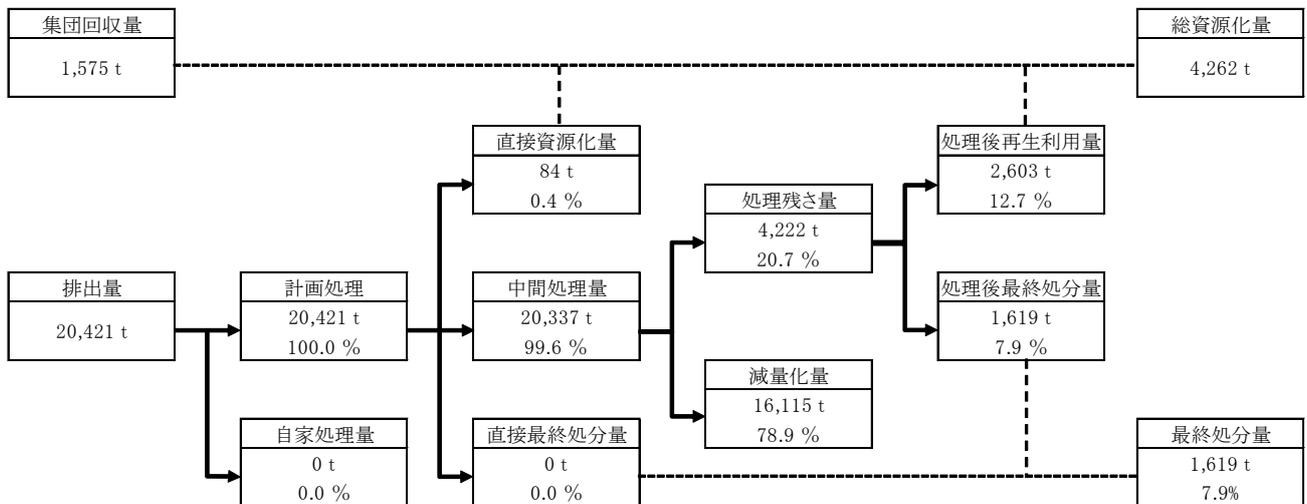
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 28 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりです。

~~総排出量は、集団回収も含め、21,996 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,262 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 19.4%です。~~

~~中間処理による減量化量は 16,115 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されています。また、集団回収量を除いた排出量の約 7.9%に当たる 1,619 トンが埋め立てられています。~~

~~なお、中間処理のうち、焼却量は 20,006 トンです。~~



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

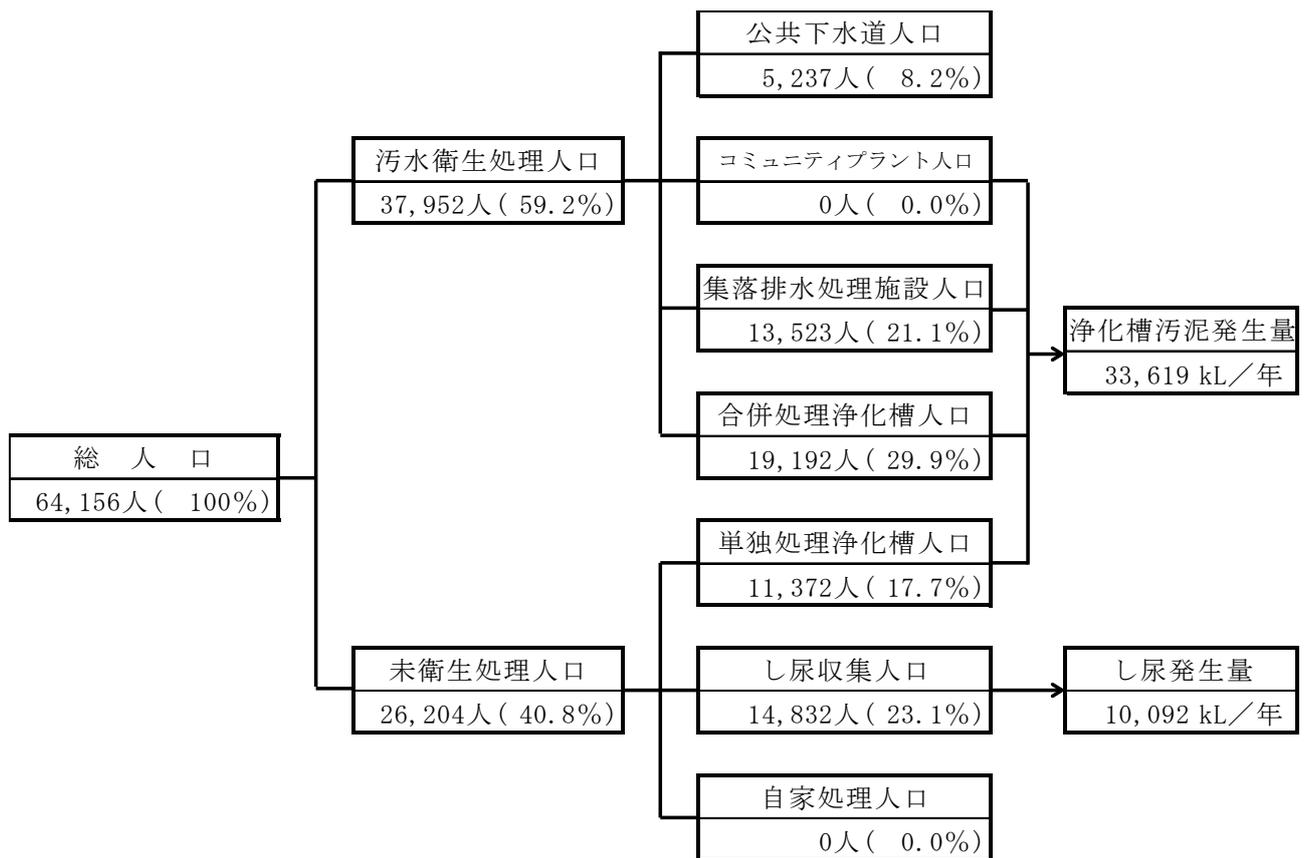
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

(2) 生活排水の処理の状況

平成 28 年度の生活排水の処理の状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりです。

~~生活排水処理対象人口は、全体で 64,156 人であり、汚水衛生処理人口（平成 28 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は 37,952 人、汚水衛生処理率 59.2%です。~~

~~し尿発生量は 10,092kL/年、浄化槽汚泥発生量は、33,619kL/年であり、処分量（＝収集・運搬量）は 43,711kL/年です。~~



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（平成28年度）

(3) 一般廃棄物の処理の状況

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合※ ¹ ） （平成28年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和6年度）
排出量	事業系 総排出量	2,009トン	2,110トン（5.0%）
	1事業所当たりの排出量	0.55トン/事業所	0.58トン/事業所（5.5%）
	生活系 総排出量	18,412トン	16,408トン（-10.9%）
	1人当たりの排出量	287kg/人	271kg/人（-5.6%）
合計	事業系家庭系排出量合計	20,421トン	18,518トン（-9.3%）
再生利用量	直接資源化量	84トン（0.4%）	86トン（0.5%）
	総資源化量	4,262トン（19.4%）	4,447トン（22.1%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	—
		—	—
最終処分量	埋立最終処分量	1,619トン（7.9%）	1,567トン（8.5%）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{(\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たりの排出量}) = \{(\text{生活系ごみの総排出量}) - (\text{生活系ごみの資源ごみ量})\} / (\text{人口})$

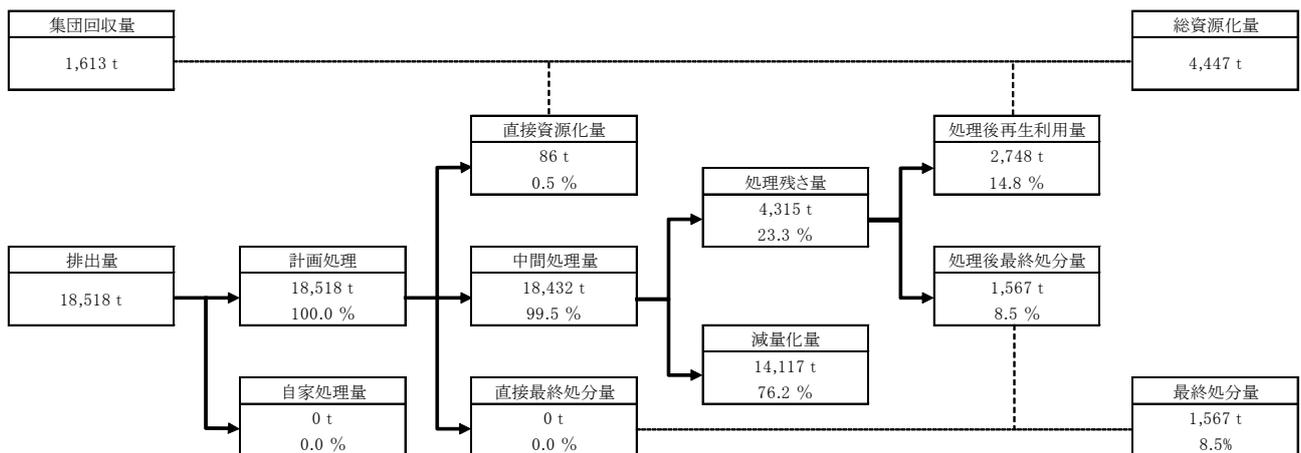
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

（4）生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

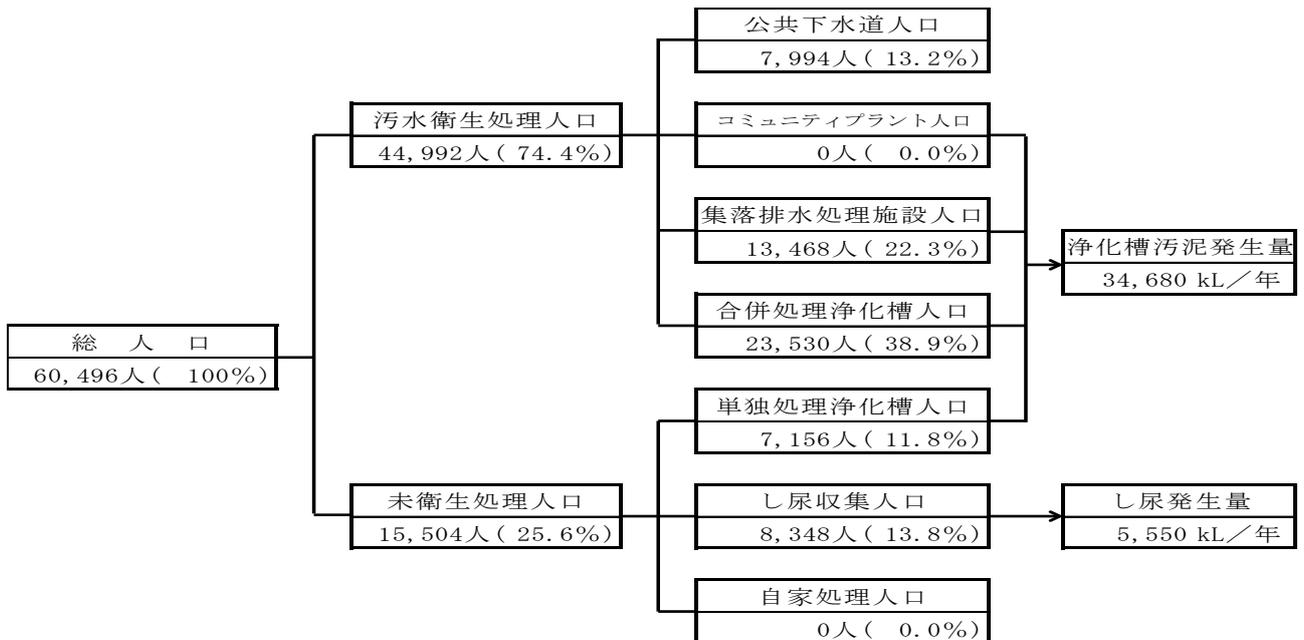
	平成28年度実績（割合）	令和6年度目標（割合）
処理形態別人口合計	64,156人	60,496人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	37,952人（59.2%）	44,992人（74.4%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	19,192人（29.9%）	23,530人（38.9%）
(3) 下水道人口	5,237人（8.2%）	7,994人（13.2%）
(4) 集落排水処理施設人口	13,523人（21.1%）	13,468人（22.3%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	11,372人（17.7%）	7,156人（11.8%）
3. 非水洗化人口	14,832人（23.1%）	8,348人（13.8%）
(1) し尿収集人口	14,832人（23.1%）	8,348人（13.8%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	43,711 kL/年	40,230 kL/年
し尿発生量	10,092 kL/年	5,550 kL/年
浄化槽汚泥発生量	33,619 kL/年	34,680 kL/年

表3 補足資料 生活排水処理に関する現状と目標（市町別）

御坊市				美浜町				
	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)
処理形態別人口合計	24,106人		22,947人		7,484人		6,866人	
1.水洗化・生活雑排水処理人口	8,949人	(37.1%)	12,542人	(52.0%)	6,426人	(26.7%)	6,320人	(26.2%)
(1) コミュニティプラント人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	6,380人	(26.5%)	9,120人	(37.8%)	728人	(3.0%)	601人	(2.5%)
(3) 下水道人口	277人	(1.1%)	1,384人	(5.7%)	2,706人	(11.2%)	2,744人	(11.4%)
(4) 集落排水処理施設人口	2,292人	(9.5%)	2,038人	(8.5%)	2,992人	(12.4%)	2,975人	(12.3%)
2.水洗化生活雑排水未処理人口	6,832人	(28.3%)	4,995人	(20.7%)	263人	(1.1%)	3人	(0.0%)
3.非水洗化人口	8,325人	(34.5%)	5,410人	(22.4%)	795人	(3.3%)	543人	(2.3%)
(1) し尿収集人口	8,325人	(34.5%)	5,410人	(22.4%)	795人	(3.3%)	543人	(2.3%)
(2) 自家処理人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
し尿・汚泥量の合計	19,590KL	／年	18,471KL	／年	2,227KL	／年	2,009KL	／年
し尿発生量	5,201KL	／年	3,468KL	／年	801KL	／年	475KL	／年
浄化槽汚泥発生量	14,389KL	／年	15,003KL	／年	1,427KL	／年	1,534KL	／年

日高町				由良町				
	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)
処理形態別人口合計	7,921人		7,928人		6,052人		5,626人	
1.水洗化・生活雑排水処理人口	6,337人	(26.3%)	7,343人	(30.5%)	3,911人	(16.2%)	5,408人	(22.4%)
(1) コミュニティプラント人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	2,729人	(11.3%)	3,476人	(14.4%)	837人	(3.5%)	140人	(0.6%)
(3) 下水道人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	2,254人	(9.4%)	3,866人	(16.0%)
(4) 集落排水処理施設人口	3,608人	(15.0%)	3,867人	(16.0%)	820人	(3.4%)	1,402人	(5.8%)
2.水洗化生活雑排水未処理人口	87人	(0.4%)	62人	(0.3%)	1,367人	(5.7%)	170人	(0.7%)
3.非水洗化人口	1,497人	(6.2%)	523人	(2.2%)	774人	(3.2%)	48人	(0.2%)
(1) し尿収集人口	1,497人	(6.2%)	523人	(2.2%)	774人	(3.2%)	48人	(0.2%)
(2) 自家処理人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
し尿・汚泥量の合計	4,443KL	／年	4,929KL	／年	3,062KL	／年	877KL	／年
し尿発生量	425KL	／年	183KL	／年	856KL	／年	37KL	／年
浄化槽汚泥発生量	4,018KL	／年	4,746KL	／年	2,206KL	／年	840KL	／年

印南町				日高川町				
	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)	平成28年度実績	(割合)	令和6年度目標	(割合)
処理形態別人口合計	8,484人		7,692人		10,109人		9,437人	
1.水洗化・生活雑排水処理人口	3,930人	(16.3%)	4,853人	(20.1%)	8,399人	(34.8%)	8,526人	(35.4%)
(1) コミュニティプラント人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	2,977人	(12.3%)	4,234人	(17.6%)	5,541人	(23.0%)	5,959人	(24.7%)
(3) 下水道人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
(4) 集落排水処理施設人口	953人	(4.0%)	619人	(2.6%)	2,858人	(11.9%)	2,567人	(10.6%)
2.水洗化生活雑排水未処理人口	2,130人	(8.8%)	1,414人	(5.9%)	693人	(2.9%)	512人	(2.1%)
3.非水洗化人口	2,424人	(10.1%)	1,425人	(5.9%)	1,017人	(4.2%)	399人	(1.7%)
(1) し尿収集人口	2,424人	(10.1%)	1,425人	(5.9%)	1,017人	(4.2%)	399人	(1.7%)
(2) 自家処理人口	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
し尿・汚泥量の合計	6,584KL	／年	6,607KL	／年	7,804KL	／年	7,337KL	／年
し尿発生量	1,728KL	／年	1,022KL	／年	1,082KL	／年	365KL	／年
浄化槽汚泥発生量	4,857KL	／年	5,585KL	／年	6,722KL	／年	6,972KL	／年



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和6年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の促進

ア 有料化

構成市町では、家庭系ごみのうち可燃物ごみ、資源ごみ、不燃物ごみは指定袋制を実施しています。

また、日高町、由良町、日高川町では可燃大型ごみ、不燃大型ごみのステッカー貼付を実施しています。

事業系については、御坊市、印南町が可燃物ごみ、資源ごみ、不燃物ごみの指定袋制を実施しています。

指定ごみ袋価格の見直しについては、今後の社会情勢の変化やごみの排出状況等を見守りながら検討を行っていきます。

表 4 指定袋制度の概要

	御坊市	美浜町	日高町
指 定 袋 等 料 金	○家庭系 可燃 45L 50円/枚 20L 25円/枚 資源・不燃 45L 50円/枚 20L 25円/枚	○家庭系 可燃 45L 50円/枚 30L 40円/枚 資源・不燃 45L 50円/枚 30L 40円/枚	○家庭系 可燃 50L 50円/枚 30L 40円/枚 ステッカー 40円/枚 資源・不燃 45L 50円/枚 ステッカー 50円/枚 可燃大型・不燃大型 ステッカー 100円/枚
	○事業系 可燃 70L 120円/枚 45L 80円/枚 資源・不燃 45L 80円/枚		
	由良町	印南町	日高川町
指 定 袋 等 料 金	○家庭系 可燃 50L 50円/枚 30L 30円/枚 資源 45L 10円/枚 不燃 45L 50円/枚 可燃大型・不燃大型 ステッカー 100円/枚	○家庭系 可燃 45L 50円/枚 30L 30円/枚 20L 20円/枚 資源・不燃 45L 50円/枚 30L 30円/枚	○家庭系 可燃 45L 50円/枚 30L 40円/枚 資源 45L 50円/枚 30L 40円/枚 不燃 45L 50円/枚 可燃大型・不燃大型 ステッカー 50円/枚
		○事業系 可燃 70L 120円/枚 45L 100円/枚 資源・不燃 45L 100円/枚	

イ 環境教育、普及啓発、助成

構成市町では住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めています。また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組んでいます。

構成市町のうち、美浜町、日高町、印南町、日高川町は家庭用生ごみ処理機等購入・資源集団回収に対し、また、由良町は資源集団回収に対し助成を行っています。

表 5 補助制度の概要 (1/2)

	御坊市	美浜町	日高町
生ごみ処理機(容)	現在、助成制度なし	生ゴミ処理機(容器) ・購入価格の2分の1 (上限 20,000 円)	生ごみ処理容器 電気式生ごみ処理容器 ・購入価格の2分の1 (上限 10,000 円)
資源集団回収	現在、助成制度なし	古紙(新聞・ダンボール・本)、古布、アルミ類、牛乳パック 資源の重量 1 kg につき 8 円	紙類(新聞・雑誌・ダンボール)、布類、リサイクルできるビン・アルミ缶 資源の重量 1 kg につき 15 円

表5 補助制度の概要 (2/2)

	由良町	印南町	日高川町
生ごみ処理機 (容器)	現在、助成制度なし	生ゴミ処理機 (容器) ・ 1世帯1基 ・ 購入価格の2分の1 (上限 20,000 円) コンポスト容器及びEM 容器 ・ 1世帯2基 ・ 購入価格の2分の1 (上限 3,000 円)	生ごみ処理容器 ・ 1世帯1台 ・ 購入価格の2分の1 (百円未満切り捨て) 上限 30,000 円 電気式生ごみ処理機 ・ 10年間使用し、かつ修 理が不可能であること が証明できるものが提 示された場合、再度補 助。
資源 集 団 回 収	紙類 (新聞・書籍・雑 誌・ダンボール)、布類 (古布)、空缶 (スチー ル缶・アルミ缶) 資源の重量 1 kg につき 2 円	紙類 (新聞・雑誌・ダン ボール) 資源の量 1 kg につき 5 円	紙類 (新聞・雑誌・ダン ボール・牛乳パック)、 金属類 (アルミ・スチー ル)、ガラス類 (ビン)、 布類 (ウエス) 資源の重量 1 kg につき 10 円

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

構成市町では、マイバッグを持参し、レジ袋等のごみを減らすよう啓発していま
す。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮して頂いています。

エ 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広
報、啓発活動を積極的に行います。

・家庭における浄化対策の推進

住民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、
広報等により家庭で誰もがができる「家庭での浄化対策」を推進していきます。

・浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

住民に対して、浄化槽に関する正しい知識や適正な維持管理の必要性を広報等
により啓発していきます。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点
検を行うよう啓発していきます。

- ・合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道認可区域及び集落排水事業区域以外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていきます。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表6のとおりです。

家庭から排出されるごみは、可燃物ごみ、不燃物ごみ、資源ごみ、可燃大型ごみ、不燃大型ごみ、プラスチックごみ、乾電池、ペットボトルに分別されます。

可燃物ごみ及び可燃物大型ごみについては、御坊広域清掃センターごみ処理施設（焼却施設・可燃性粗大ごみ処理施設）において中間処理しています。焼却残渣は、御坊広域清掃センター最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分しています。なお、焼却残渣内の磁性物は民間事業者へ委託し資源化を実施しています。

不燃物ごみ、不燃大型ごみ、資源ごみについては、カン・ビン、鉄ガラ、家電、小型家電を資源として回収しています。

プラスチックごみについては、御坊広域清掃センター廃プラスチックリサイクル処理施設において、破碎・圧縮梱包し製紙工場のボイラー燃料として、サーマルリサイクルを行っています。なお、発泡スチロールは、民間業者へ委託し資源化を実施しています。

ペットボトルは、手選別したのち、ストックヤード施設に搬入し、粉碎処理後、粉碎品を地元業者に売却しています。

乾電池（蛍光灯）は広域回収・処理事業により、リサイクルを行っています。

今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進するものとします。

また、ごみ処理施設（焼却施設）は稼働後19年経過しており、基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っていきます。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行います。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物については、現状は下水道汚泥の一部の処理を除き、処理を行っていません。今後も同様に下水道汚泥の一部を除き、産業廃棄物を受け入れる予定はありません。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き市街化区域における公共下水道の計画的な

整備を推進し、農山漁村地域における集落排水処理施設の計画的な整備を推進します。

公共下水道認可区域及び集落排水処理施設の整備区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進します。

し尿、浄化槽汚泥（集落排水処理施設からの汚泥を含む。）及び下水道汚泥の一部については、御坊クリーンセンター汚泥再生処理センターで処理を行っています。施設の処理工程から発生する汚泥は、脱水（助燃剤化）し、御坊広域清掃センターごみ焼却施設へ搬出しています。御坊クリーンセンターは、施設の更新整備を行い、安定した処理が継続できるよう努めます。

~~オ 今後の処理体制の要点~~

~~◇ 今後も、現在行っている処理体制を継続していきます。~~

~~◇ ごみ処理施設（焼却施設）については、基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っていきます。~~

~~◇ 資源化の推進のため、マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）の整備を行います。~~

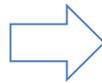
~~◇ 市街化区域における公共下水道の計画的な整備を推進し、農山漁村地域における集落排水処理施設の計画的な整備を推進します。公共下水道認可区域及び集落排水処理施設の整備区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進します。~~

~~◇ し尿、浄化槽汚泥（集落排水処理施設からの汚泥を含む。）及び下水道汚泥の一部については、御坊クリーンセンター汚泥再生処理センターで処理を行っており、御坊クリーンセンターは、施設の更新整備を行い、安定した処理が継続できるよう努めます。~~

表6 御坊周辺地域各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(1/2)

御坊市(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	8,240
燃える大型ごみ	破砕・焼却		
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	489
燃えない大型ごみ			
資源ごみ	リサイクル	委託	271
プラスチックごみ		売却	169
ペットボトル		売却	47
乾電池		委託	4
古紙等		売却	359

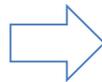


御坊市(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域 清掃センター最終処分、 大阪湾広域臨海 環境整備センター最終処分	7,341	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	429	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	委託		275	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	183
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	43
乾電池			委託		3
古紙等			売却		339

美浜町(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	2,082
燃える大型ごみ	破砕・焼却		
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	129
燃えない大型ごみ			
資源ごみ	リサイクル	委託	79
プラスチックごみ		売却	56
ペットボトル		売却	6
乾電池		委託	2
古紙等		売却	293

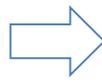


美浜町(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域 清掃センター最終処分、 大阪湾広域臨海 環境整備センター最終処分	1,960	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	126	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	委託		82	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	55
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	5
乾電池			委託		2
古紙等			売却		303

日高町(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	1,743
燃える大型ごみ	破砕・焼却		
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	112
燃えない大型ごみ			
資源ごみ	リサイクル	委託	91
プラスチックごみ		売却	41
ペットボトル		売却	11
乾電池		委託	2
古紙等		売却	260



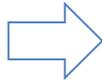
日高町(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域 清掃センター最終処分、 大阪湾広域臨海 環境整備センター最終処分	1,616	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センター ごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	122	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	委託		93	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	43
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	10
乾電池			委託		2
古紙等			売却		283

表6 御坊周辺地域各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(2/2)

由良町(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却		1,632
燃える大型ごみ	破砕・焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設	120
燃えない大型ごみ		(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	
資源ごみ	リサイクル	委託	70
プラスチックごみ		売却	31
ペットボトル		売却	10
乾電池		委託	1
古紙等		売却	128

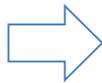


由良町(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域清掃センター最終処分、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分	1,464	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	110	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	売却		86	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	38
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	12
乾電池			委託		2
古紙等			委託	170	

印南町(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却		1,973
燃える大型ごみ	破砕・焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設	168
燃えない大型ごみ		(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	
資源ごみ	リサイクル	委託	124
プラスチックごみ		売却	69
ペットボトル		売却	15
乾電池		委託	3
古紙等		売却	175

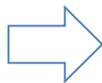


印南町(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域清掃センター最終処分、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分	1,719	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	160	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	委託		122	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	63
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	14
乾電池			委託		3
古紙等			売却	179	

日高川町(平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃えるごみ	焼却		2,257
燃える大型ごみ	破砕・焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設	184
燃えない大型ごみ		(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	
資源ごみ	リサイクル	委託	119
プラスチックごみ		売却	55
ペットボトル		売却	14
乾電池		委託	2
古紙等		売却	360



日高川町(令和6年度)

分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	御坊広域清掃センターごみ処理施設(焼却施設)	(焼却灰)御坊広域清掃センター最終処分、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分	2,003	
燃える大型ごみ	破砕・焼却				
燃えないごみ	選別	御坊広域清掃センターごみ処理施設(不燃ごみ・不燃性粗大ごみ堆積場)	委託	160	
燃えない大型ごみ					
資源ごみ	リサイクル	委託		110	
プラスチック資源ごみ		破砕・圧縮	廃プラスチックリサイクル処理施設	売却	47
ペットボトル		破砕	ペットボトル破砕処理施設	売却	12
乾電池			委託		3
古紙等			売却	339	

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表7のとおり必要な施設整備を行います。

表7 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土 強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設 御坊広域清掃センター廃プラスチックストックヤード施設	マテリアルリサイクル推進施設整備事業 (ストックヤード施設)	395 m ²	御坊市名田町野島 2731番地4	R2~R4	—
2	ごみ焼却施設 御坊広域清掃センター	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	147 t/日	御坊市名田町野島 2731番地4	R2~R5	—
3	有機性廃棄物リサイクル推進施設 御坊クリーンセンター	汚泥再生処理センター整備事業	122kL/日	御坊市熊野地内	(R4~R8)	—

※現有処理施設の概要を添付資料3に示します。

※事業期間の()は次期計画の事業期間を含みます。

事業番号1：廃プラスチック類の資源化の促進

事業番号2：既存処理施設の延命化及び温室効果ガスの削減(CO₂削減率3%以上)

事業番号3：汚泥再生処理センターの老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表8のとおり行います。

表8 合併処理浄化槽の整備 ~~への移行~~ 計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土 強靱化
4	浄化槽設置整備事業	6,396	971 974	2,967 2,976	H30~R5	—
	御坊市	1,960	362	1,003	H30~R5	—
	美浜町	336	30	102	H30~R5	—
	日高町	1,048	136 139	408 417	H30~R5	—
	由良町	84	24	132	H30~R5	—
	印南町	1,205	215	710	H30~R5	—
	日高川町	1,763	204	612	H30~R5	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 9 のとおり計画支援事業を行います。

表 9 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
131	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る調査・計画・見積仕様書作成事業	調査・計画・見積仕様書作成	H30
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号 1）に係る業者選定支援事業	業者選定支援	R1
232	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号 2）に係る業者選定支援事業	業者選定支援	H30～R1
333	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号 3）に係る整備計画策定事業	整備計画策定	H30
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号 3）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R1～R2
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号 3）に係る業者選定支援事業	業者選定支援	R3

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 10 のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行います。

表 10 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
234	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業（事業番号 2）	廃棄物処理施設長寿命化計画策定	H30

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して、普及啓発を行います。

イ 不法投棄対策

不法投棄については、地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化やクリーン作戦の実施による美化に努め、街灯の設置や和歌山県貸出の監視カメラの利用を行い、不法投棄の防止に努めます。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

それぞれの市町が策定した災害時における廃棄物処理計画を踏まえ、広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携を構築します。

なお、災害廃棄物処理計画について、御坊市は平成30年3月、美浜町は平成31年3月、日高町は平成31年3月、由良町は令和3年3月、印南町は令和2年3月、日高川町は令和4年2月にそれぞれ策定済みである。

エ 再生利用品の有効活用

御坊クリーンセンター汚泥再生処理センターで発生する汚泥を含水率70%以下に脱水し、御坊広域清掃センターごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効活用を図っており、今後も継続・推進します。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町及び組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて構成市町、県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとします。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとします。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域概要

(1)地域名	御坊周辺地域	(2)地域内人口	64,156 人	(3)地域面積	579.02 km ²
(4)構成市町村等名	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町、御坊広域行政事務組合	(5)地域の要件*	<input type="checkbox"/> 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input checked="" type="checkbox"/> 半島 <input checked="" type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町 設立年月日：昭和45年12月25日設立 設立されていない場合、今後の見通し：				

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和6年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,023	1,964	2,142	2,221	2,009	2,110 (H28比 5.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.52	0.50	0.54	0.61	0.55	0.58 (H28比 5.5%)
	生活系 総排出量(トン)	20,034	19,511	18,911	18,738	18,412	16,408 (H28比 -10.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	297	293	288	288	287	271 (H28比 -5.6%)
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	22,057	21,475	21,053	20,959	20,421	18,518 (H28比 -9.3%)	
再生利用量	直接資源化量(トン)	161 (0.7%)	127 (0.6%)	84 (0.4%)	97 (0.5%)	84 (0.4%)	86 (0.5%)
	総資源化量(トン)	4,507 (18.8%)	4,207 (18.2%)	4,665 (20.4%)	4,794 (21.2%)	4,262 (19.4%)	4,447 (22.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	17,098 (77.5%)	16,841 (78.4%)	16,367 (77.7%)	16,152 (77.1%)	16,115 (78.9%)	14,117 (76.2%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,338 (10.6%)	2,065 (9.6%)	1,812 (8.6%)	1,719 (8.2%)	1,619 (7.9%)	1,567 (8.5%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフと添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月 竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水と対策	備考
ごみ焼却施設	御坊広域清掃センター	御坊広域行政事務組合	全連続式焼却炉 (流動床炉)	147t/24h (73.5t/24h×2炉)	H10.4	未定	未定	ハザードマップの浸水予想範囲外	基幹的設備改良
廃プラ処理施設等			破砕	4.9t/日	H26.4	R2.6 廃止	R4.3 解体(予定)	ハザードマップの浸水予想範囲外	
最終処分場			一般廃棄物管理型 最終処分場	236,000㎡	H2.4	未定	未定	ハザードマップの浸水予想範囲外	
し尿処理施設	御坊クリーンセンター		浄化槽汚泥対応型膜分離 高負荷脱窒素処理方式	131kL/日	H18.4	R8.3 廃止予定	未定	ハザードマップの浸水予想範囲外	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される 浸水と対策	プラスチック再商品 化を実施するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	御坊広域清掃センター	御坊広域行政事務組合	全連続式焼却炉 (流動床炉)	147t/24h (73.5t/24h×2炉)	R6.3	既設施設の老朽化	無	-	ハザードマップの浸水予想範囲外		基幹的設備改良
廃プラスチック ストックヤード施設			ストックヤード	395㎡	R4.12	廃プラスチックの資源化の促進	有 (御坊広域清掃センター旧施設)	R2.10~R4.3	ハザードマップの浸水予想範囲外		
し尿処理施設	御坊クリーンセンター		生物学的脱窒素処理方式	122kL/日	R8.4	既設施設の老朽化	-	-	ハザードマップの浸水予想範囲外		

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和6年度
総人口		67,404	66,603	65,758	64,972	64,156	60,496
公共下水道人口	汚水衛生処理人口	3,823	3,787	4,763	5,022	5,237	7,994
	汚水衛生処理率	5.7%	5.7%	7.2%	7.7%	8.2%	13.2%
コミュニティプラント人口	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集落排水処理施設人口	汚水衛生処理人口	13,055	12,885	13,130	13,649	13,523	13,468
	汚水衛生処理率	19.4%	19.3%	20.0%	21.0%	21.1%	22.3%
合併処理浄化槽人口	汚水衛生処理人口	19,195	19,702	19,091	18,804	19,192	23,530
	汚水衛生処理率	28.5%	29.6%	29.0%	28.9%	29.9%	38.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	31,331	30,229	28,774	27,497	26,204	15,504

※参考別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料1)。

5. 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月日	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	御坊市	1,960	4,336	H4.4.1	362	1,003	R6	
浄化槽設置整備事業	美浜町	336	684	H4.4.1	30	102	R6	
浄化槽設置整備事業	日高町	1,048	2,729	H3.4	136 139	408 417	R6	
浄化槽設置整備事業	由良町	84	272	H3.4	24	132	R6	
浄化槽設置整備事業	印南町	1,205	2,966	H5.4.1	215	710	R6	
浄化槽設置整備事業	日高川町	1,763	5,541	H5.4.1	204	612	R6	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(平成29年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備 考		
				開始	終了	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
○マテリアルリサイクル等に関する事業						1,435,063	0	0	163,602	874,872	296,589	0	734,018	0	0	88,377	522,087	123,554	0	
	1	御坊広域行政事務組合	395 m	R2	R4	1,435,063	0	0	163,602	874,872	296,589	0	734,018	0	0	88,377	522,087	123,554	0	
						1,419,663	0	0	163,602	874,872	381,189	0	734,018	0	0	88,377	522,087	123,554	0	
○エネルギー回収等に関する事業						3,595,017	0	0	156,371	1,507,931	1,265,844	664,871	2,524,610	0	0	10,480	1,095,483	925,826	492,821	
	2	御坊広域行政事務組合	147 t/d	R2	R5	3,595,017			156,371	1,507,931	1,265,844	664,871	2,524,610			10,480	1,095,483	925,826	492,821	
○し尿処理に関する事業						1,113,744	0	0	0	0	274,942	738,832	331,716	0	0	0	0	0	331,716	
						367,085					0	367,085	0						0	
	3	御坊広域行政事務組合	122 kl/日	R4	R5	1,113,744					274,942	738,832	331,716					0	331,716	全体事業計画 R4~R8
						367,085					0	367,085	0						0	
○浄化槽に関する事業			974 基	H30	R5	433,574	67,028	70,948	65,046	67,953	80,798	80,798	374,927	57,004	61,424	55,522	58,429	74,274	71,274	
			433,217			433,217					81,112	81,130	375,573					71,588	71,606	
	4	御坊市	362 基	H30	R5	148,559	19,734	21,946	20,076	20,659	33,072	33,072	148,559	19,734	21,946	20,076	20,659	33,072	33,072	
	4	美浜町	30 基	H30	R5	23,136	3,856	3,856	3,856	3,856	3,856	3,856	10,452	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742	
	4	日高町	126 基	H30	R5	46,396	6,308	9,676	5,644	7,968	8,400	8,400	46,396	6,308	9,676	5,644	7,968	8,400	8,400	
			139			47,042					8,714	8,732	47,042					8,714	8,732	
	4	由良町	24 基	H30	R5	8,460	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	8,460	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	
	4	印南町	215 基	H30	R5	87,220	15,920	14,260	14,260	14,260	14,260	14,260	84,200	15,000	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840	13,840
	4	日高川町	204 基	H30	R5	118,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	76,860	12,810	12,810	12,810	12,810	12,810	12,810	
○施設整備に関する計画支援事業						24,970	22,356	30,174	9,900	12,540	0	0	24,970	22,356	30,174	9,900	12,540	0	0	
						45,340	20,822	9,558	3,080	11,880			45,340	20,822	9,558	3,080	11,880			
	134	御坊広域行政事務組合		H30	H30	11,016	11,016						11,016	11,016						
						10,130	10,130						10,130	10,130						
	232	御坊広域行政事務組合		R1	R1	4,050	4,050						4,050		4,050					
						3,888	3,888						3,888		3,888					
	232	御坊広域行政事務組合		H30	R1	6,264	3,240	3,024					6,264	3,240	3,024					
						5,832	3,132	2,700					5,832	3,132	2,700					
	333	御坊広域行政事務組合		H30	H30	8,100	8,100						8,100	8,100						
						7,560	7,560						7,560	7,560						
	333	御坊広域行政事務組合		R1	R2	33,000	23,100	9,900					33,000	23,100	9,900					
						6,050	2,970	3,080					6,050	2,970	3,080					
	234	御坊広域行政事務組合		R3	R3	12,540	12,540	0		12,540	0		12,540	12,540	0		12,540	0		
						11,880	11,880			11,880			11,880	11,880			11,880			
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業(事業番号2)				H30	H30	8,748	8,748						8,748	8,748						
						7,668	7,668						7,668	7,668						
合 計						6,660,112	98,132	101,122	394,919	2,463,296	2,118,143	1,484,504	4,048,989	88,108	91,589	164,279	1,688,539	1,120,654	895,811	
						5,867,990	95,518	80,506	388,099	2,462,636	1,728,145	1,113,086	3,687,209	85,494	70,982	157,459	1,687,879	1,120,968	564,427	

※1 御坊広域行政事務組合:御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町

※2 総事業費について、端数調整のため、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の令和4年度の割り振り後2,000円、ごみ焼却施設基幹設備改良事業の令和5年度の割り振り後2,000円それぞれ差し引くことで調整している。

※3 交付対象事業費について、端数調整のため、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の令和4年度の割り振り後2,000円、ごみ焼却施設基幹設備改良事業の令和5年度の割り振り後2,000円それぞれ加算することで調整している。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合
(2) 施設名称	廃プラスチックストックヤード施設
(3) 工期	令和2年度～令和4年度
(4) 施設規模	395 m ²
(5) 処理方式	選別・破砕・圧縮梱包・保管
(6) 地域計画内の役割	廃プラスチック類の資源化の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<u>有</u> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	廃プラスチック
-------------	---------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①分別収集回収拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 <p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額	1,435,063千円 1,419,663千円 うち、交付対象事業費 734,018千円
-------------	---

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合
(2) 施設名称	ごみ処理施設（御坊広域清掃センター）
(3) 工期	令和 2 年度～令和 5 年度
(4) 施設規模	処理能力 147 t/日 (73.5t/日×2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続式焼却炉（流動床炉）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 %）・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化に伴い基幹的設備の改良工事を実施し、焼却施設の延命化及び温室効果ガスの排出量の削減を図る。 二酸化炭素削減率 3%以上
(8) 廃焼却施設解体の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	—
-------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	— Kwh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	—

(12) 総事業計画額	3, 595, 017 千円 うち、交付対象事業費 2, 524, 610 千円
-------------	---

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合
(2) 施設名称	御坊クリーンセンター
(3) 工期	令和4年度～令和5年度 (全体：令和4年度～令和8年度)
(4) 施設規模	処理能力 122kL/日
(5) 形式及び処理方式	生物学的脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	地域内で発生するし尿、浄化槽汚泥、集落排水処理施設汚泥及び下水道汚泥の一部の資源化（助燃剤化）を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥の含水率を70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効活用を図る。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	1,113,744千円 (全体4,488,000千円) 367,085千円 うち、交付対象事業費 331,716千円 (全体2,614,507千円) 0千円
-------------	---

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、地域の水質保全に取り組む
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア (ウ) 水質水源の流域 (カ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 148,559千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (1,003人分)	基準額合計	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	282基（770人分）	103,044千円	102,451千円	102,451千円
6～7人槽	65基（185人分）	33,270千円	33,238千円	33,238千円
8～10人槽	13基（36人分）	11,114千円	11,088千円	11,088千円
11～20人槽	1基（6人分）	848千円	846千円	846千円
21～30人槽	1基（6人分）	938千円	936千円	936千円
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	362基（1,003人分）	149,214千円	148,559千円	148,559千円

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	美浜町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の 要件	美浜町の行政区域とする。 ただし、次の各号に掲げる区域を除くものとするが、第2号で町長が特に認めた者は対象者とする。 (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第1号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。） (2) 農業集落排水事業の実施地区
(6) 事業計画額	交付対象事業費 10,452 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (102人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	24基 (72人分)	7,968千円	17,808千円	7,968千円
6～7人槽	6基 (30人分)	2,484千円	5,328千円	2,484千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	30基 (102人分)	10,452千円	23,136千円	10,452千円

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	日高町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、町内における環境保全と公衆衛生の向上を図るため浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、 山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する 浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア(エ)・(カ)に該当する農業集落排水事業・漁業集落排水事業のエリアを除く町内全域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 46,396 47,042千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (408人分) (417人分)	基準額合計	総事業費対象経 費支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	129基 (387人分)	42,828千円	42,828千円	42,828千円
	133基 (399人分)	44,156千円	44,156千円	44,156千円
6～7人槽	2基 (6人分)	828千円	828千円	828千円
	3基 (9人分)	1,242千円	1,242千円	1,242千円
8～10人槽	5基 (15人分)	2,740千円	2,740千円	2,740千円
	3基 (9人分)	1,644千円	1,644千円	1,644千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	136基 (408人分)	46,396千円	46,396千円	46,396千円
	139基 (417人分)	47,042千円	47,042千円	47,042千円

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	由良町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とし、補助対象は住宅用（店舗併用を含む）の浄化槽とする。
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の 要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3（1）ア （エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 （カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 8,460 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (132人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	18基（90人分）	5,976千円	5,976千円	5,976千円
6～7人槽	6基（42人分）	2,484千円	2,484千円	2,484千円
8～10人槽	基（人分）			
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	24基（132人分）	8,460千円	8,460千円	8,460千円

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	印南町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の 要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)ア (ウ) 水道水源の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 84,200 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (710人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	155基 (506人分)	56,990千円	59,860千円	56,990千円
6～7人槽	60基 (204人分)	27,210千円	27,360千円	27,210千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	215基 (710人分)	84,200千円	87,220千円	84,200千円

施設概要（浄化槽）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	日高川町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため
(4) 事業期間	平成30年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の 要件	日高川町全域とする。ただし集落排水事業実施地区は除くものとする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 76,860 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

	交付対象基数 (612人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	132基 (396人分)	6基	44,364千円	68,916千円	44,364千円
6～7人槽	60基 (180人分)	6基	25,380千円	38,880千円	25,380千円
8～10人槽	12基 (36人分)	6基	7,116千円	11,004千円	7,116千円
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費				
	計画策定等調査費				
合計	204基 (612人分)	18基	76,860千円	118,800千円	76,860千円

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設（廃プラスチックストックヤード施設）整備のため	
(3) 事業名称	廃焼却施設解体に係る調査、 計画、見積仕様書作成	業者選定支援
(4) 事業期間	平成 30 年度	令和元年度
(5) 事業概要	廃焼却施設解体調査、計 画、見積仕様書作成	発注仕様書作成等 業者選定支援

(6) 総事業計画 額	11,016千円	4,050千円
	10,130千円	3,888千円
	うち、交付対象事業費	うち、交付対象事業費
	11,016千円	4,050千円
	10,130千円	3,888千円

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	業者選定支援
(4) 事業期間	平成 30 年度～令和元年度
(5) 事業概要	見積仕様書作成、発注仕様書作成

(6) 総事業計画額	6, 264 千円 5, 832 千円 うち、交付対象事業費 6, 264 千円 5, 832 千円
------------	---

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合		
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備事業のため		
(3) 事業名称	整備計画策定	生活環境影響調査	業者選定支援
(4) 事業期間	平成 30 年度	令和元年度～2 年度	令和 3 年度
(5) 事業概要	汚泥再生処理センター整備事業に係る施設整備基本計画の策定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、し尿処理施設に係る生活環境影響調査	発注仕様書作成等業者選定支援

(6) 総事業計画額	8,100 千円	33,000 千円	12,540 千円
	7,560千円	6,050千円	11,880千円
	うち、交付対象事業費 8,100 千円	うち、交付対象事業費 33,000 千円	うち、交付対象事業費 12,540 千円
	7,560千円	6,050千円	11,880千円

計画支援概要

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	御坊広域行政事務組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	長寿命化総合計画
(4) 事業期間	平成 30 年度
(5) 事業概要	施設の長寿命化、設備ごとの改良の必要性・有効性に関する計画を策定

(6) 総事業計画額	8,748千円 7,668千円 うち、交付対象事業費 8,748千円 7,668千円
------------	---

添付資料 1

<トレンドグラフ>

<地域全体>

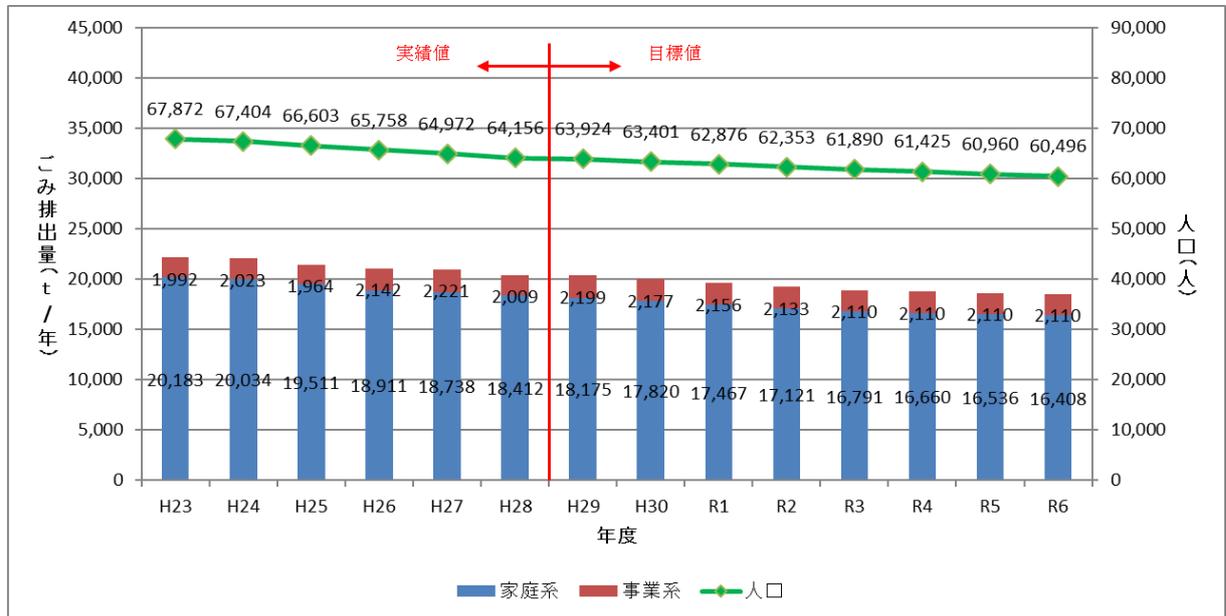


図5 排出量と人口の推移

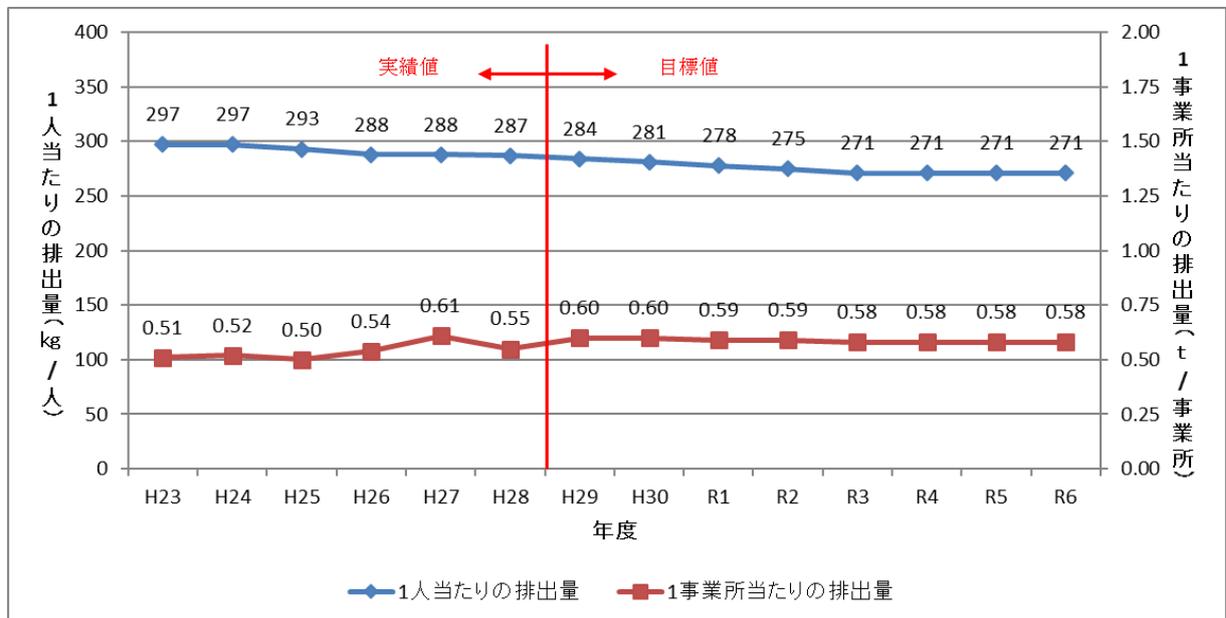


図6 1事業所当たり及び1人当たり排出量の推移

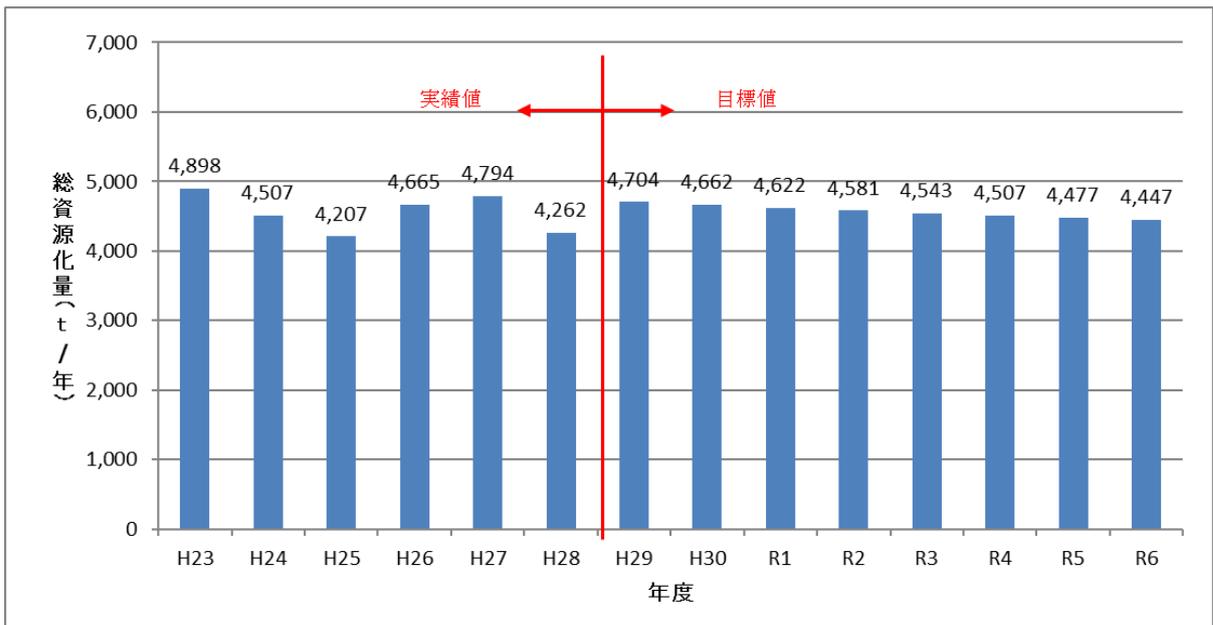


図7 総資源化量の推移

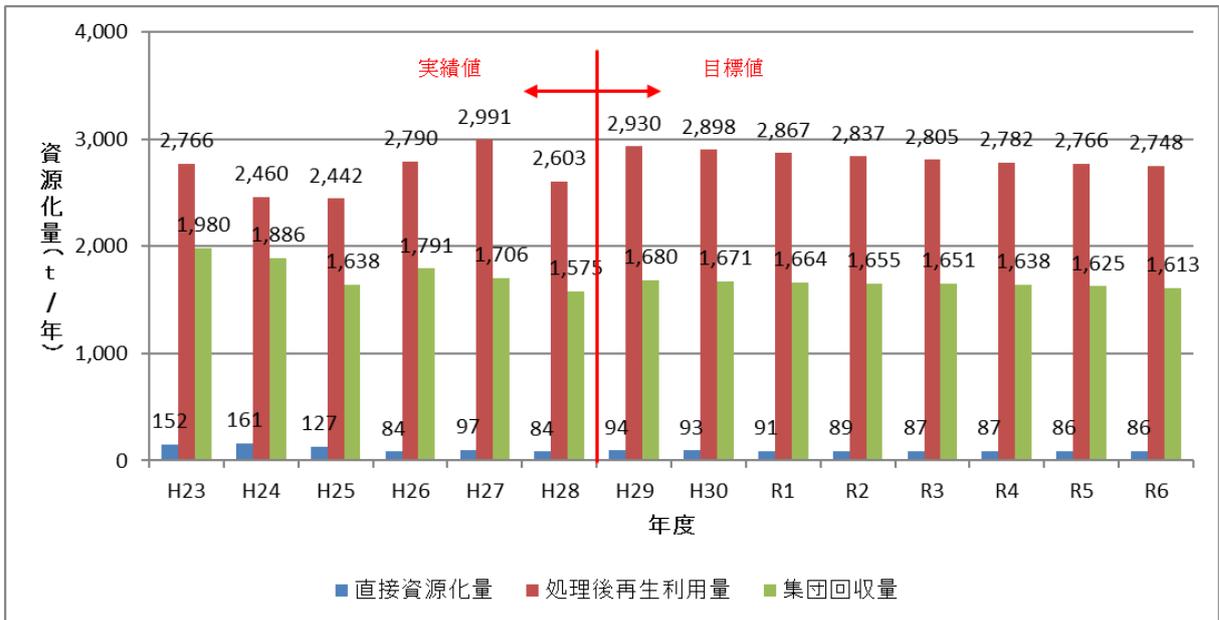


図8 直接資源化量、処理後再生利用量及び集団回収量の推移

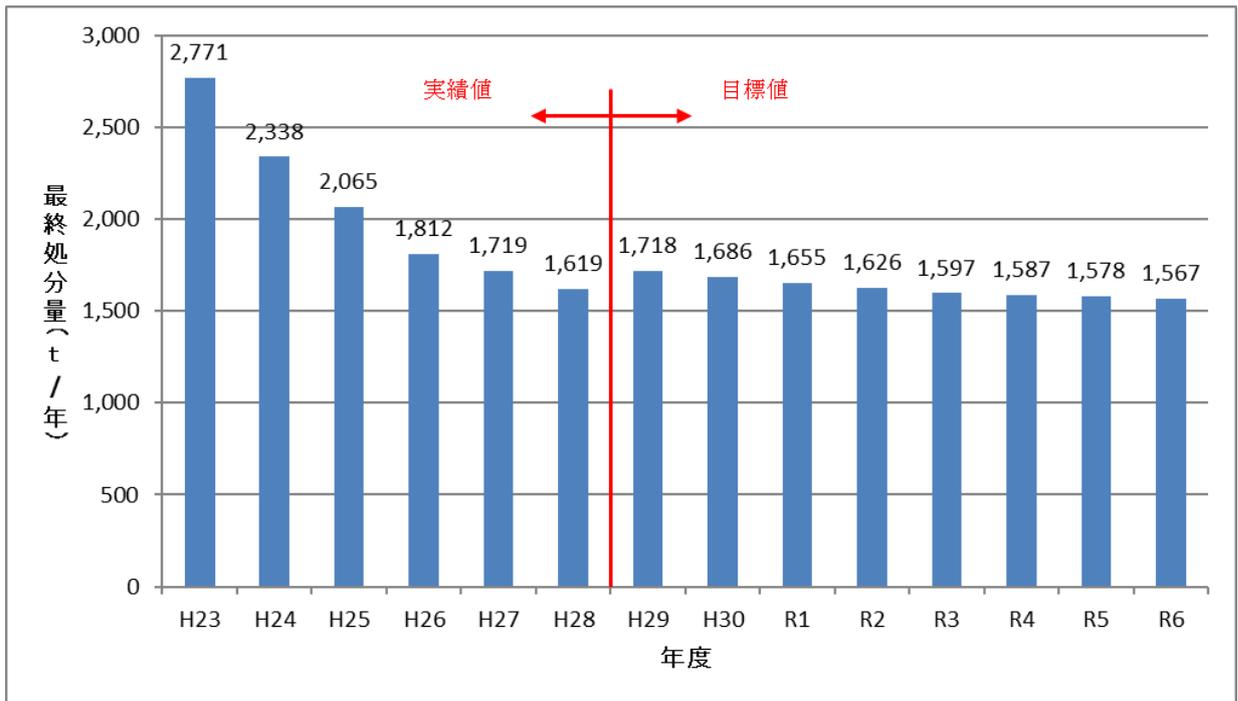


図9 最終処分量の推移

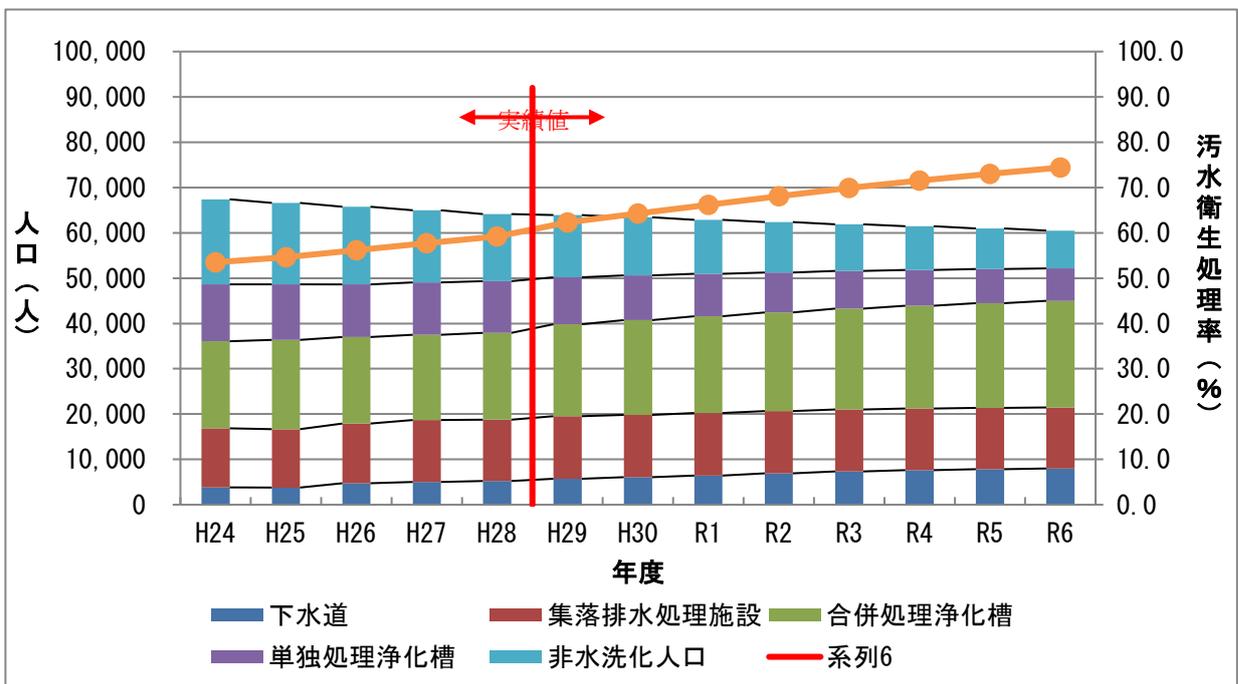
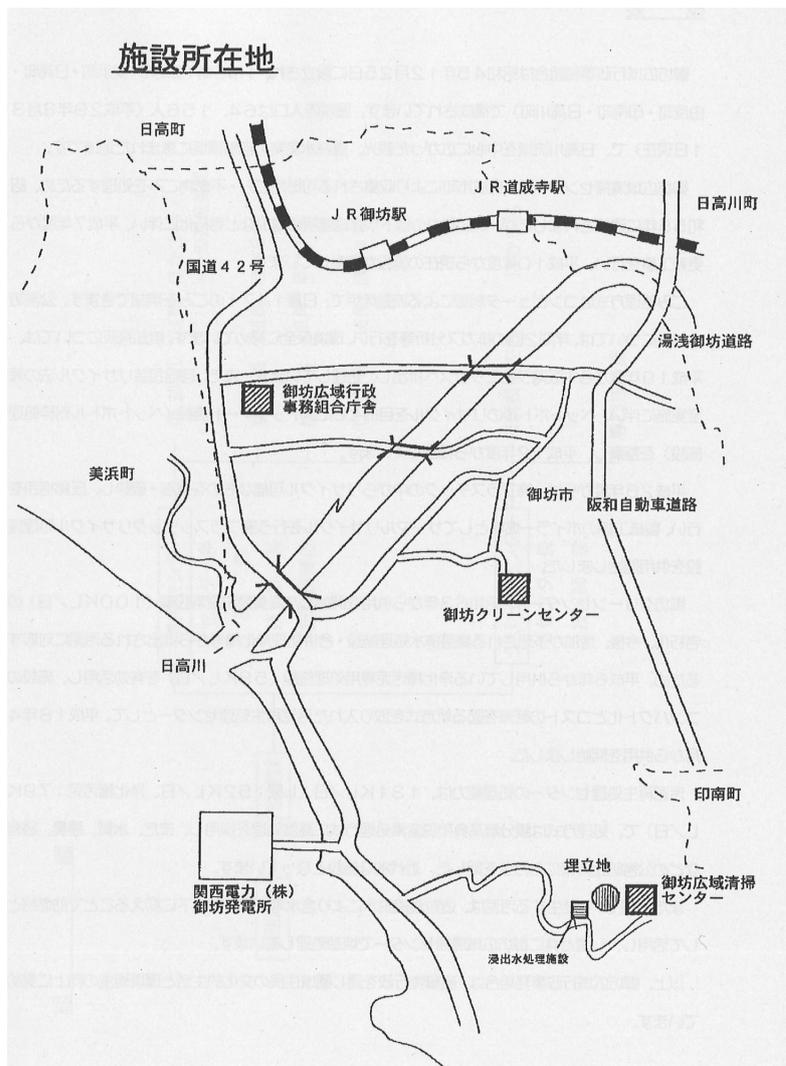


図10 生活排水処理形態別人口及び污水衛生処理率の推移

添付資料 2

< 地域内の現有施設の位置 >



現有施設の概要

名称	全連続式焼却炉（流動床炉）	
所在地	御坊市名田町野島2731番地4	
建築面積	2,587㎡	
着工年月	平成7年7月	
竣工年月	平成10年3月	
公称能力	147 t / 24 h （73.5 t / 24 h × 2炉）	
主要設備等	建 屋	鉄骨造 A L C 版張 地下1階 地上4階
	火床面積等	火床面積 7.2㎡ / 炉 炉容積 107m ³ / 炉
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去(乾式) + ろ過式集じん器(バグフィルター)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰安定化式(薬剤添加式)
	排水処理設備	物理化学処理方式(循環無放流)
想定浸水深	浸水想定範囲外	

名称	御坊広域清掃センター・ストックヤード施設（ペットボトル）	
所在地	御坊市名田町野島2731番地4	
建築面積	160.60㎡	
延床面積	201.61㎡	
着工年月	平成11年9月	
竣工年月	平成12年3月	
粉砕機能力	300kg/h	
建屋構造	鉄骨造 A L C 版張 地上1階 一部中2階（破砕物堆積用）	
処理概要	手選別 + 粉砕処理 + 洗浄処理 + 粉砕品搬出	
想定浸水深	浸水想定範囲外	

現有施設の概要

名称	廃プラスチックリサイクル処理施設
延床面積	選別コンベア・破砕機・圧縮梱包機：334.74m ² 圧縮梱包物置場：115.12m ²
着工年月	平成25年12月
竣工年月	平成26年3月
処理能力	4.9 t / 日
建屋構造	鉄骨造 ALC版張 地上1階
処理概要	廃プラスチック選別＋破砕＋圧縮梱包＋製紙工場
想定浸水深	浸水想定範囲外

名称	最終処分場	
処分場の種類	一般廃棄物管理型最終処分場	
所在地	御坊市名田町野島2731番地4	
規模	22,000m ² : 236,000m ³	
取り扱う廃棄物の種類	種類	焼却残渣
	数量	4.8 t / 日
埋立期間	平成2年4月～	
土地利用規制項目	都市計画地域外により規制項目なし	
跡地利用計画	植林	
埋立処分の方法	セル方式	
想定浸水深	浸水想定範囲外	

名称	埋立処分地浸出水処理施設	
処理方式	付着生物法（回転円板法）	
所在地	御坊市名田町野島2731番地4	
建築面積	71.53m ²	
着工年月	平成元年11月	
竣工年月	平成2年3月	
公称能力	200m ³ /日	
主な概要	基本フロー	沈砂＋調整槽＋最初沈殿＋回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋減菌
	汚泥処分法	埋立処分
	制御方法	中央制御方式
	放流先	壁川（一部ごみ処理施設工業用水利用）
想定浸水深	浸水想定範囲外	

現有施設の概要

施設名称	御坊クリーンセンター
所在地	和歌山県御坊市熊野 1 2 8 2 番地
計画処理能力	131kL/日 (し尿：52kL/日、浄化槽汚泥：79kL/日)
処理方式	
水処理	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
高度処理	活性炭吸着
汚泥処理	脱水 (助燃剤化)
臭気処理	高濃度臭気：生物脱臭後、中濃度臭気処理へ 中濃度臭気：薬液洗浄＋活性炭脱臭 低濃度臭気：活性炭脱臭
竣工年月	平成18年 3 月31日
放流先	二級河川 熊野川
想定浸水深	浸水想定範囲外

ごみの分別区分

<御坊市>

ごみの種類	内 容	具体内容
燃えるごみ	台所から出る生ごみやトレイ類、段ボール、ゴム製品、衣類、雑誌類等その他の小さな燃えるごみ	段ボール（細かく切る） 台所から出るゴミ（生ごみ・トレイ類） 革・ゴム製品（革靴、ゴム手袋） 新聞紙・雑誌（新聞、本、牛乳パック等） その他（使い捨てカイロ、ぬいぐるみ、紙おむつ、生け花、はぎれ、ひも等）
資源ごみ	ジュース等の空カン・空ビン類、菓子等のカン類、やかんなどの金属製品類	空カン類（空カン、スプレーカン、卓上カセットボンベ） ビン類（空ビン） 菓子類のカン類（クッキーのカン等） やかんなどの金属類
小型プラスチックごみ	ボトル類、フタ、文具、玩具等日用品、その他プラスチック、CDディスク類	発泡スチロール（細かく切る） ビニール類（ビニール袋等、ビニールホース、ビニールプール） 文具・玩具（ボールペン、定規、筆箱、下敷き、じょうろ、プリンター、浮き輪、レジャーシート、レコード） 日用品（プラスチック製食器・容器） その他プラスチック類（プラスチック製植木鉢、洗面器、CDディスク類、ポリ容器）
燃えないごみ	ガラス類、食器類、傘、包丁等	割れたガラス類（セトモノ類《茶わん、皿》、植木鉢、板ガラス） その他 〔 蛍光灯、カミソリ、おもちゃ《金属を含む》、ライター、傘、包丁、デジタルカメラ、時計 〕
燃えない大型ごみ	掃除機等の電化製品類、ロッカー等のスチール家具類、自転車等 〔大きさの目安〕 一斗缶より大きく、高さ150cm・幅70cm・奥行70cm以下のもの	スチール製品類（デスク、イス、ロッカー） 電化製品類（掃除機、電気ポット、扇風機、パソコンモニター、電気カーペット） その他 〔 自転車、石油ストーブ、ガステーブル、のこぎり等、大型プラスチック容器、一斗缶、物干しざお、鉄パイプ、トタン《1m以内》 〕
燃える大型ごみ	タンス等の木製家具類、ふとん等の寝具類、木材（鉄・金属を含まない） 〔木製家具大きさの目安〕 一斗缶より大きく、高さ150cm・幅70cm・奥行70cm以下のもの	木製家具類（タンス、イス、ふすま・障子） じゅうたん等（ふとん・毛布・じゅうたん《1m以内》、マットレス（スプリング付を除く）、たたみ《半分に切る》、木材、丸木、植木の枝、木切れ）
収集できないごみ	清掃センターへ直接持ち込めるゴミ	スプリング付マットレス、ワイヤーチェーン、原付《50cc以下》、マッサージ機、電気温水器、ドラム缶、配管用機、鋼鉄・鋳鉄製の物、旧型ミシン、ポンプ、ボイラー、焼却炉、ハウス用鉄パイプ、ドラム缶等
出せないごみ	清掃センターへ持ち込みすることもできないゴミ	プロパンガスボンベ、消火器、農業用ビニール、瓦、ピアノ、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、廃タイヤ、コンクリートガラ、焼却灰・土砂、バッテリー、有害危険ごみ、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ、産業廃棄物・感染性医療廃棄物
ペットボトル	(拠点回収)	回収場設置場所：スーパー・コンビニ等
廃乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：市役所、電気店等
家電リサイクル法対象品目		テレビ、エアコン（室外機含）、冷凍庫、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機

ごみの分別区分

<美浜町>

ゴミの種類	内 容	具体内容
燃えるゴミ		台所から出る生ゴミ類 トレイ類（玉子ケース） ソース 衣類（ボロ布・古着等） はきもの類（靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》） 雑誌・新聞・ダンボール類（本、新聞、ダンボール《30cm程度に切る》、紙パック） その他（ぬいぐるみ、生花、木材《直径5cm、50cm以内》、紙おむつ、《はぎれ、ひも等の長物は細かく切る》）
(小型)プラスチックゴミ		ボトル（容器類）（洗剤、シャンプー・リンス） ふた類（チューブのふた・洗剤のふた、ペットボトルのふた、インスタントコーヒーのふた） 文具・玩具類（ボールペン・定規・筆箱・下敷き、浮き輪・レジャーシート）日用品類（菓子箱、豆腐ケース、プラスチック製食器、歯ブラシ、ビニールホース《50cm程度》） その他（プラスチック製植木鉢、DVD、CD、発泡スチロール、洗面器）
資源ゴミ		空カンや菓子類のカン類 ビン類 ナベ・やかん等の金属類
燃えないゴミ	金属・ガラスが混雑した複雑ゴミ	ガラス・セトモノ類（食器・花ビン類、植木鉢、板ガラス） その他（蛍光灯、カミソリ、包丁、ノコギリ・かま等、洗濯バサミ、ライター、カセットテープ・ビデオテープ、おもちゃ、鏡類、時計、針金ハンガー、カメラ、缶切り、キーホルダー、電気カミソリ、シェーバー、電卓）
燃える大型ゴミ		木製家具類（タンス・イス、下駄箱・サイドボード、ふすま・障子） じゅうたん・ふとん類（じゅうたん、キッチンマット、座布団、マットレス、ふとん・毛布、タタミ《半分に切る》） 乾燥した廃材類（植物の枝、木切れ、木材、丸木《直径15cm以下、1m以内》）
燃えない大型ゴミ		スチール製品類（デスク・イス、ロッカー） その他（ガステーブル、一斗缶、物干しざお、鉄パイプ、トタン、自転車、石油ストーブ） コンテナ類 大型プラスチック容器類 電化製品類（ドライヤー、掃除機、オーディオプレイヤー、電気ポット）
ペットボトル	(拠点回収)	回収箱設置場所：役場、三尾公民館、東中集会場、郷土資料館、入山公民館、浜ノ瀬住民会館
廃乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：町役場、電気店等
収集しないゴミ	清掃センターへ直接持ち込めるゴミ	生木、大型段ボール、ビニールハウス用パイプ、原付《50cc以下》、農機具、ボイラー、大型ミシン、ポンプ、ワイヤー、金網、自動販売機、焼却炉、消毒用噴霧器、電源コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶
	清掃センターへ持ち込めないゴミ	消火器、プロパンガス・ボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ、石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ゴミ、ダイオキシン発生に関わる事業系ゴミ、産業廃棄物（建設廃材・パチンコ台等）、感染性医療廃棄物（メス・注射針等）
リサイクル	家電リサイクル対象機器	液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（ブラウン管式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン

ごみの分別区分

<日高町>

ごみの種類	内 容	具体内容
燃えるごみ	台所から出る生ごみやトレイ類、衣類、雑誌類、古着類等の小さな燃えるごみ	台所からでるごみ(生ごみ、トレイ類、玉子ケース等) 衣類(ボロ布・古着等) 新聞・雑誌・段ボール類(牛乳パック等、ダンボール(30cm角に切る)) はきもの類(靴、スリッパ、長靴(安全靴は除く)) その他(紙おむつ、使い捨てカイロ、生花、ぬいぐるみ、はぎれ、ひも等(長物は細かく切る))
燃えない複雑ごみ	金属、ガラスが混在したプラスチック製品、割れたガラス食器類	金属が混在するプラスチック製品(カセットテープ、ビデオテープ、使い捨てライター、フロッピーディスク、傘) われたガラス等(セトモノ類《茶わん・皿》、ガラス製食器、植木鉢) その他(カミソリ、蛍光灯、釣り竿、釣り糸、釣り針、針金ハンガー、ノコギリ、かま等、包丁、シェーバー、カセットコンロ、携帯電話、ゲーム機《ソフト》、デジタルカメラ、おもちゃ(金属含む)、時計
資源ごみ	ジュースカン等の空きカン類、ビン類、クッキー等のカン類	空カン類 ビン類 菓子等のカン類 やかん等の金属類
小型プラスチックごみ	ボトル類、フタ、文具、玩具等、日用品、その他プラスチック	ボトル類(洗剤、シャンプー、リンス) 文具・玩具(ボールペン、定規、筆箱、下敷き、じょうろ、プランター、浮き輪、レジャーシート、レコード) ふた(チューブのふたやシャンプー洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた) 日用品(プラスチック製食器) その他プラスチック類(ポリ容器、発泡スチロール、畦なみ(50cm程度に切る)、プラスチック製植木鉢、洗面器)
燃える大型ごみ	タンス等の木製家具類、ふとん等、寝具類、木材等の廃材類	木製家具類(タンス、ふすま、障子、イス) じゅうたん類(ふとん、毛布、ジュウタン、タタミ(半分に切る)、マットレス) 乾燥した廃材類(丸木、木材、植木の枝・木切れ)
燃えない大型ごみ	掃除機等の電化製品類、ロッカー等のスチール製品類、自転車類等	スチール製品類(ロッカー、デスク・イス) 電化製品類(掃除機、扇風機、電気ポット) その他(自転車、石油ストーブ、ガステーブル、コンテナ類、大型プラスチック容器、トタン、一斗缶、物干ざお、鉄パイプ)
ペットボトル	(拠点回収)	回収箱設置場所：Aコープひだか店
廃乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：役場、電気店等 及び年2回の指定日に大型ごみ置き場にて回収
収集しないごみ	清掃センターへ直接持ち込めるごみ	生木、ワイヤー、大型段ボール、ビニールハウス用パイプ、原付《50cc以下》、大型農機具、消毒用噴霧器、大型ミシン、ポンプ、ワイヤーチェーン、金網、自動販売機、焼却炉、配管用機材、電線コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、ボイラー、発電機、電気温水器、針金、浴槽、太陽熱温水器
	清掃センターへ持ち込めないごみ	消火器、プロパンガス・ボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ、石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ごみ、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ、産業廃棄物(建設廃材・パチンコ台等)、感染性医療廃棄物(メス・注射針等)
リサイクル		テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン

ごみの分別区分

<由良町>

ごみの種類	内 容	具体内容
燃やせるごみ (可燃ごみ)	台所からでる生ごみやトレイ類、衣類、雑誌類、古着類等の小さな燃えるごみ	台所からでるごみ(生ごみ、トレイ類《くだいて出す》、玉子ケース、ソース、豆腐パック)衣類(ボロ布・古着等)新聞・雑誌・ダンボール類(新聞、本、ダンボール《30cm程度に切る》、牛乳パック等)はきもの類(靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》)その他(紙おむつ、使い捨てカイロ、ぬいぐるみ、生花、はぎれ、ひも等の長物は細かく切る)
燃やせないごみ (プラスチックごみ)	ボトル類、ふた、文具・玩具等、日用品、その他プラスチック	ボトル類(洗剤、シャンプー・リンス)ふた(チューブのふたやシャンプー・洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた)文具・玩具(ボールペン・定規・筆箱・下敷き、じょうろ・プランター、浮き輪・レジャーシート、レコード)日用品(プラスチック製食器、菓子箱)その他プラスチック類(ポリ容器、発泡スチロール、プラスチック製植木鉢、洗面器)
燃やせないごみ (不燃ごみ)	割れたガラス食器類、カセットテープ類等	金属が混在するプラスチック製品(ビデオテープ・カセットテープ、使い捨てライター、傘)割れたガラス類(セトモノ類《茶わん・皿》、板ガラス、植木鉢)その他(蛍光灯、カセットコンロ、針金ハンガー、ノコギリ・かま等、カミソリ、包丁、おもちゃ(金属を含む)、時計)
資源ごみ	ジュースカン等の空きカン類、ビン類、クッキー等のカン類	空きカン類 ビン類(空きビン) 菓子等のカン類(クッキーのカン等) やかん等の金属類
燃やせる大型ごみ	タンス等の木製家具類、ふとん等寝具類、木材等の廃材類	木製家具類(タンス・イス、ふすま・障子)じゅうたん等(ふとん・毛布、ジュウタン(1m以内)、タタミ《半分に切る》、マットレス)乾燥した廃材類(木材、丸木、植物の枝、木切れ《直径15cm、1m以内》)
燃やせない大型ごみ	掃除機等の電化製品類、ロッカー等のスチール製品類、自転車類等	スチール製品類(デスク・イス、ロッカー)電化製品類(扇風機、掃除機、オーディオプレイヤー)その他(自転車、石油ストーブ、コンテナ類、大型プラスチック容器、ガステーブル、一斗缶、物干ざお、鉄パイプ、トタン《1m以内に切る》)
ペットボトル	(拠点回収)	回収箱設置場所：Aコープ由良店、由良あかつき園、他地区内
乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：中央公民館、農協由良支所、阿戸会館、小引浦漁協(戸津井)、由良児童館、農協三尾川事業所、衣奈浦漁協、Aコープ由良店、由良町漁協(神谷)、役場、大引漁協
収集しないごみ	清掃センターへ直接持ち込めるごみ	生木《直径30cm、1m以内》、大型ダンボール、原付《50cc以下》、ワイヤーチェーン、ビニールハウス用パイプ、大型農機具、消毒用噴霧器、大型ミシン、ポンプ、金網、自動販売機、焼却炉、配管用機材、電源コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、ボイラー、発電機、電気温水器、針金、浴槽、太陽熱温水器
	出せないごみ (清掃センターで処理できない物)	消火器、プロパンガスボンベ、廃タイヤ、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、農業用ビニール、バッテリー、乾電池(回収箱へ)、瓦、コンクリートガラ、焼却灰・土砂、有害危険ごみ(乾電池類(ボタン型水銀を含む))、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ、産業廃棄物(建設廃材・パチンコ台等)、感染性医療廃棄物(メス・注射針等)
リサイクル家電		テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、

ごみの分別区分

<印南町>

ゴミの種類	内 容	具体内容
燃えるゴミ		台所から出る生ゴミ類 汚れたトレイ類 衣類 (ボロボロ・古着等) はきもの類 (靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》) 雑誌・新聞、ダンボール類 (本、新聞、ダンボール《30cm程度に切る》、紙パック) その他 (ぬいぐるみ、生花、使い捨てカイロ、木材《直径5cm、50cm以内》、紙おむつ、《はぎれ、ひも等の長物は細かく切る》)
燃える大型ゴミ		木製家具類 (タンス・イス・下駄箱・サイドボード《大型の物は直接持ち込み》) ジュウタン・ふとん類 (じゅうたん・キッチンマット・座布団・マットレス、タタミ (半分に切る)) 乾燥した廃材類 (植物の枝・木切れ、木材、丸木《直径15cm以下、1 m以内》)
小型プラスチックゴミ		ボトル (容器類) (洗剤、シャンプー・リンス) ふた類 (チューブのふた・洗剤のふた、ペットボトルのふた・ラベル、インスタントコーヒーのふた) トレイ・容器類 (きれいなトレイはスーパー等でも回収) 文具・玩具類 (ボールペン・定規・筆箱・下敷き・浮き輪・レジャーシート) 日用品類 (プラスチック製食器、菓子箱、豆腐ケース、玉子ケース、ポリ容器《18ℓ未満》) その他 (プラスチック製植木鉢、DVD・CD、発泡スチロール《小型》、洗面器)
資源ゴミ		空カンや菓子等のカン類 (100%サビたものは「燃えない複雑ゴミ」) ビン類 ナベ・やかんなどの金属類
燃えない大型ゴミ		スチール製品類 (デスク・イス、ロッカー) コンテナ類 大型プラスチック容器類 電化製品類 (ドライヤー、掃除機、オーディオプレイヤー、電気ポット) その他 (ガステーブル、一斗缶、物干しざお、鉄パイプ、トタン《1m以内に切る》、自転車、石油ストーブ)
燃えない複雑ゴミ	金属・ガラスが混雑した複雑ゴミ	ガラス・セトモノ類 (食器・花ビン類、植木鉢、板ガラス) その他 (蛍光灯、カミソリ、包丁、ノコギリ・かま等、洗濯バサミ、ライター、カセットテープ・ビデオテープ、おもちゃ (金属を含む)、鏡類、時計、針金ハンガー、カメラ、缶切り、キーホルダー、電気カミソリ、シェーバー、電卓)
ペットボトル	(拠点回収)	回収箱設置場所：Aコープ他町内2カ所
廃乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：役場又は電気店等
収集しないゴミ	清掃センターへ直接持ち込めるゴミ	生木 (直径30cm、2m以内)、大型ダンボール、ビニールハウス用パイプ、原付《50cc以下》、農機具、ボイラー、大型ミシン、ポンプ、ワイヤー、金網、自動販売機、焼却炉、消毒用噴霧器、電源コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶
	清掃センターへ持ち込めないゴミ	消火器、プロパンガスボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ・石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ゴミ (乾電池類《ボタン型水銀電池含む》)、ダイオキシン発生に関わる事業系ゴミ、産業廃棄物 (建設廃材・パチンコ台等)、感染性医療廃棄物 (メス・注射針等)
リサイクル	家電リサイクル対象機器	液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ (ブラウン管式)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機 パソコン

ごみの分別区分

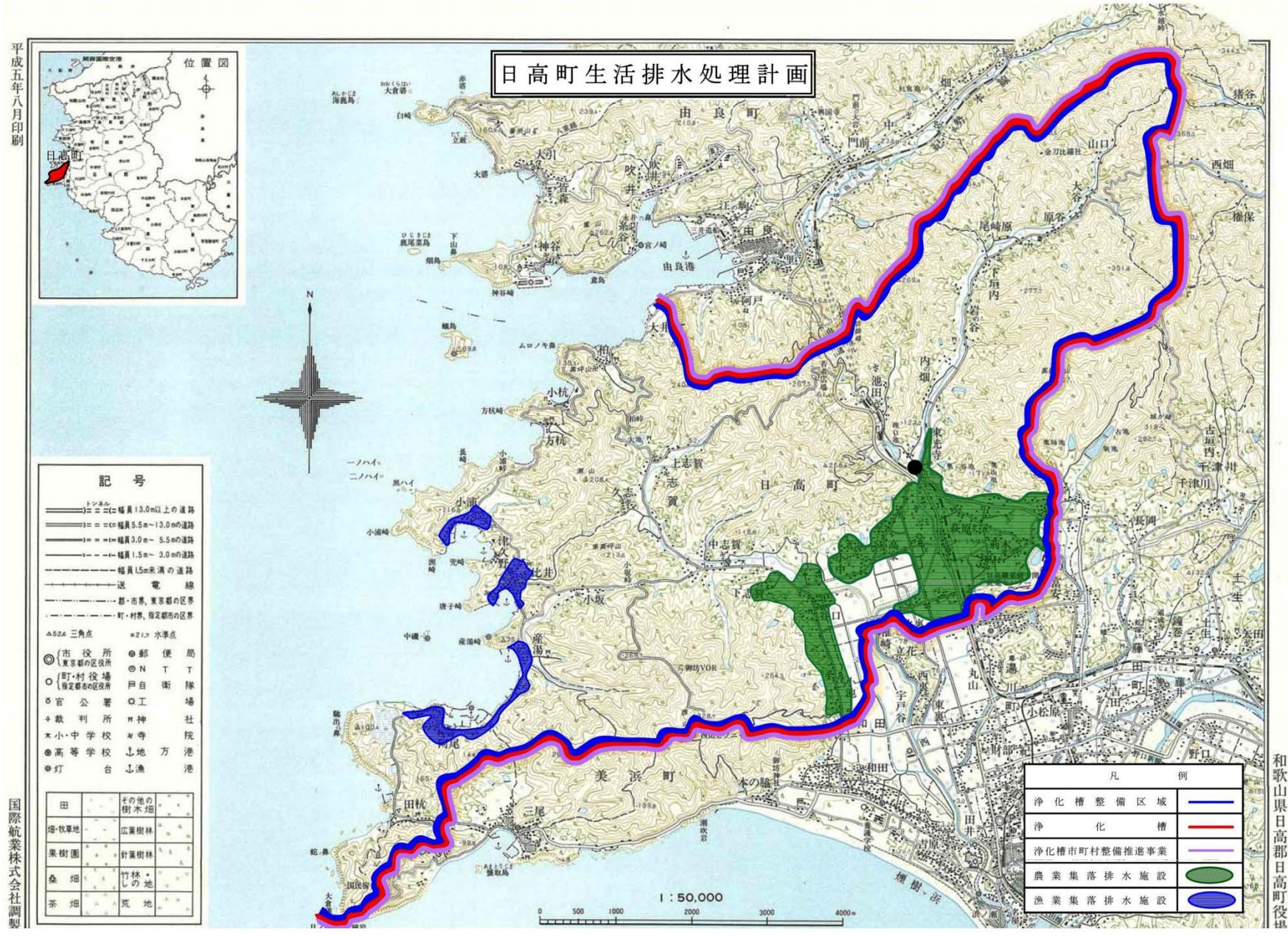
<日高川町>

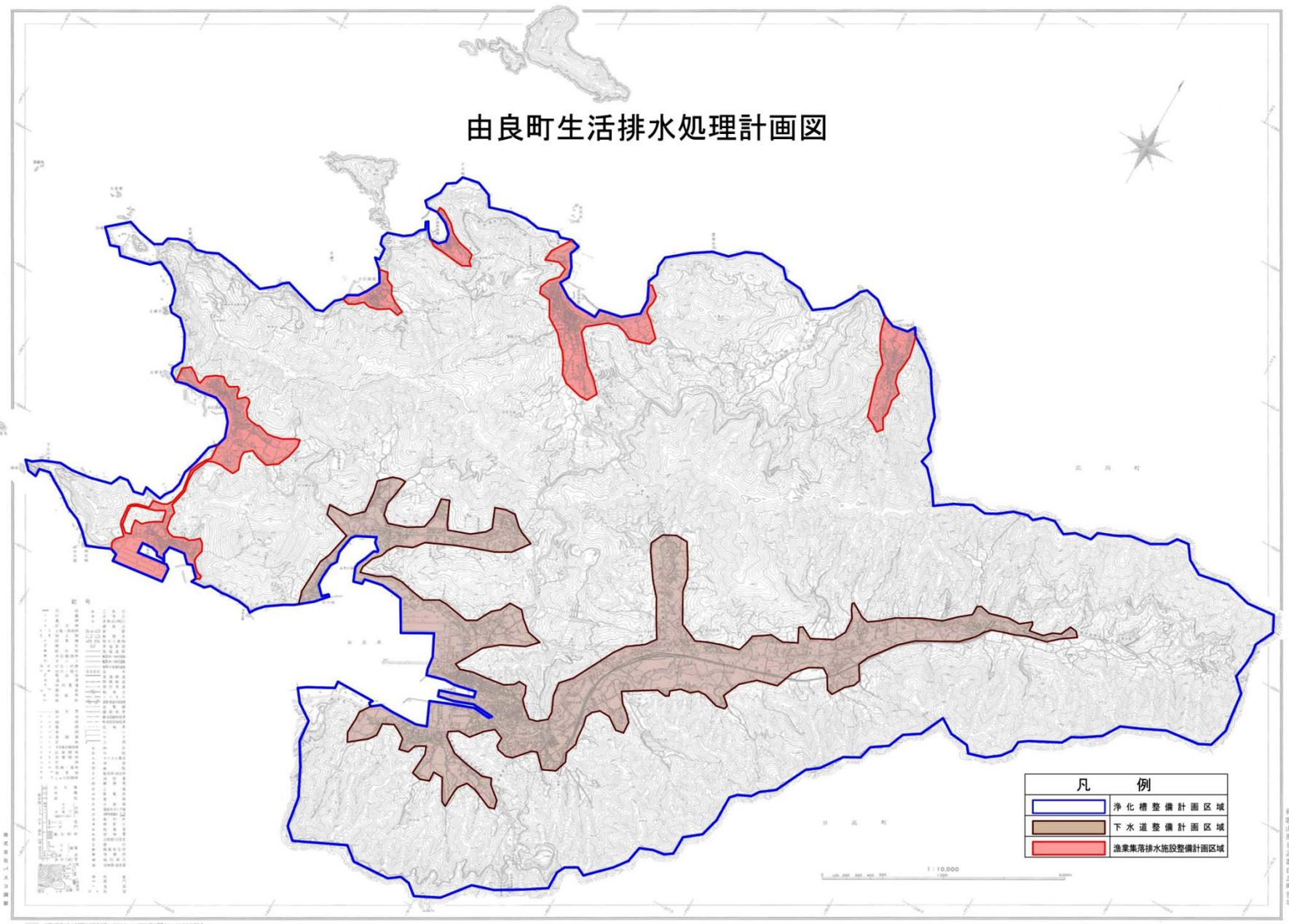
ごみの種類	内 容	具体内容
焼却ごみ	台所から出る生ごみ、衣類、雑誌類、古着類等の小さな燃えるごみ	台所から出る生ごみ類 トレイ類 (玉子ケース) ソース 衣類 (ボロ布・古着等) はきもの類 (靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》) 雑誌・新聞・ダンボール類 (本、新聞、ダンボール《30cm程度に切る》、紙パック) その他 (ぬいぐるみ、使い捨てカイロ、生花、木材《直径5cm、50cm以内》、紙おむつ《はぎれ、ひも等の長物は細かく切る》)
(小型)プラスチックごみ	ボトル類、フタ、文具・玩具等、日用品、その他プラスチック製品	ボトル (容器類) (洗剤、シャンプー・リンス) ふた類 (チューブのふた・洗剤のふた、ペットボトルのふた、インスタントコーヒーのふた) 文具・玩具類 (ボールペン・定規・筆箱・下敷き、浮き輪・レジャーシート) 日用品類 (プラスチック製食器) その他 (歯ブラシ、ビニールホース、プラスチック製植木鉢、洗面器、DVD、CD、発泡スチロール)
資源ごみ	ジュース缶等の空き缶類、ビン類、クッキー等の菓子缶類	空カンや菓子類のカン類 ビン類 ナベ・やかん等の金属類
燃えない複雑ごみ	金属・ガラスが混雑したプラスチック製品、割れたガラス、植木鉢	ガラス・セトモノ類 (食器・花ビン類、植木鉢、板ガラス) その他 (傘、蛍光灯、洗濯バサミ、のこぎり・かま等、カミソリ、包丁、ライター、おもちゃ、カセットテープ・ビデオテープ、鏡類、時計、針金ハンガー、カメラ、缶切り、キーホルダー、電気カミソリ、シェーバー、電卓)
燃える大型ごみ	タンス等の木製家具類、ふとん等寝具類、木材等の廃材類	木製家具類 (タンス・イス、下駄箱・サイドボード、ふすま・障子) ジュウタン・ふとん類 (じゅうたん、キッチンマット、座布団、マットレス、ふとん・毛布、タタミ《半分に切る》) 乾燥した廃材類 (木材、丸木、植物の枝、木切れ《直径15cm以下、1m以内》)
燃えない大型ごみ	掃除機等の電化製品類、ロッカー等のスチール製品、自転車等	スチール製品類 (デスク・イス、ロッカー) コンテナ類 大型プラスチック容器類 電化製品類 (扇風機、掃除機、オーディオプレイヤー、電気ポット) その他 (ガステーブル、一斗缶、物干しざお、鉄パイプ、トタン、自転車、石油ストーブ)
ペットボトル	(拠点回収)	回収箱設置場所：Aコープかわべ店、ジャンボ市川辺店、スーパー加藤善店前、旧中津村役場川中支所前、中津ふるさと産物展示販売所、三十木橋詰駐輪場、旧大星小学校前、美山支所前駐輪場、美山温泉愛徳荘前、寒川出張所前、岸本石油店前、上初湯川集会所前
廃乾電池	(拠点回収)	回収箱設置場所：役場、公民館、電気店等
収集しないごみ	清掃センターへ直接持ち込めるごみ	生木、大型段ボール、原付《50cc以下》、ビニールハウス用パイプ、農機具、ボイラー、大型ミシン、ポンプ、ワイヤー、金網、焼却炉、消毒用噴霧器、電源コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、発電機、電気温水器、針金、浴槽 (FRP制以外)、太陽熱温水器
	清掃センターへ持ち込めないごみ	消火器、プロパンガス・ボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、コンクリートガラ、瓦、石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ごみ、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ、産業廃棄物 (建設廃材・パチンコ台等)、感染性医療廃棄物 (メス・注射針等) 家電リサイクル対象機器 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)
リサイクル	家電リサイクル対象機器	液晶・プラズマテレビ、テレビ (ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、ノートパソコン、デスクトップ型パソコン

添付資料 5 浄化槽整備計画図 (美浜町)

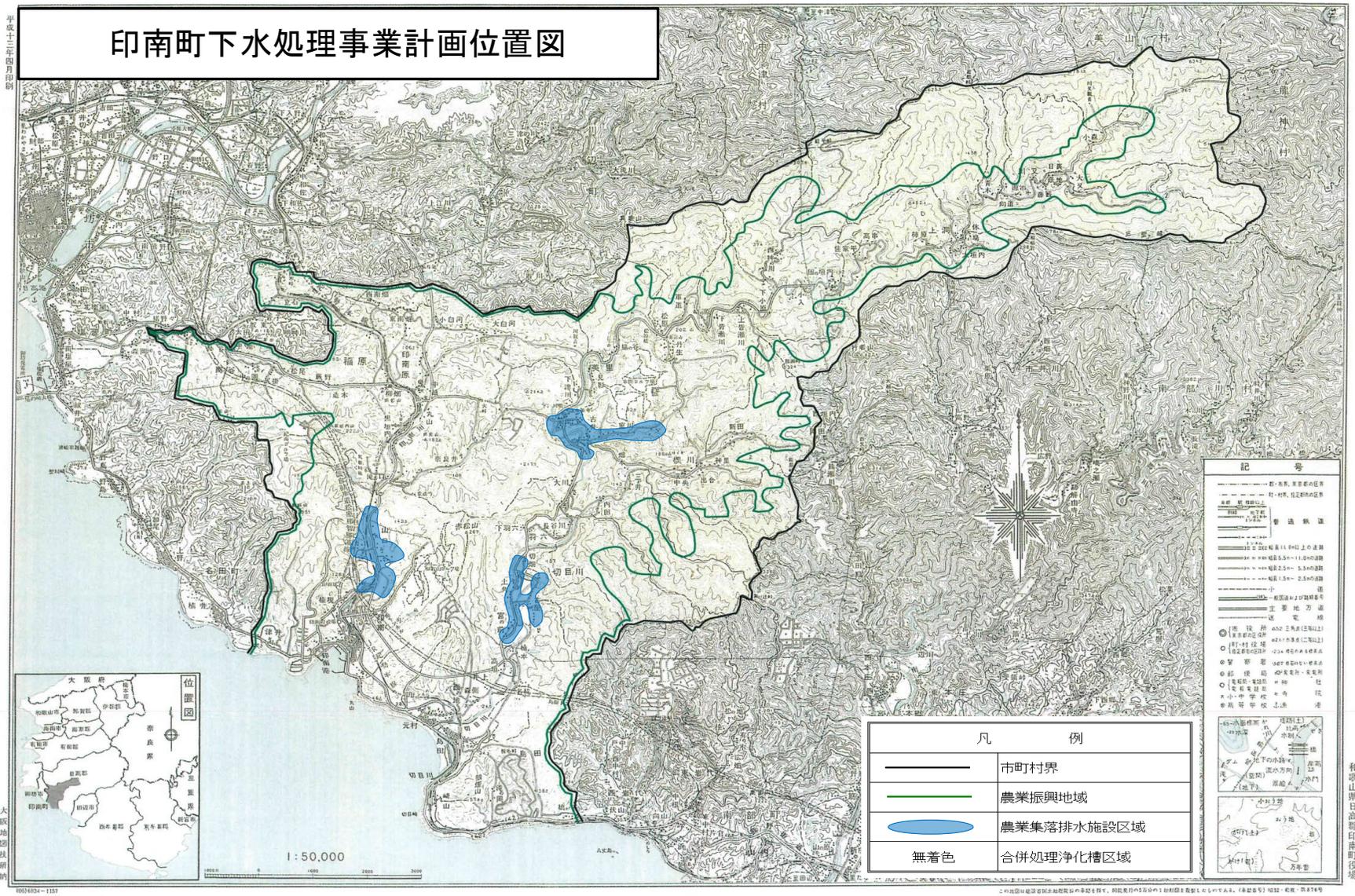


添付資料 5 浄化槽整備計画図（日高町）





印南町下水処理事業計画位置図



集落排水施設位置図

